

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務..... 9

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 10

目次	ページ	規 則
規 則		
○北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則.....（都市環境課）	1	北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年12月1日 北海道知事 高橋 はるみ
告 示		
○北海道環境影響評価条例施行規則による環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針.....（環境政策課）	2	北海道規則第153号 北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則
○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）	2	北海道土地区画整理組合資金貸付規則（昭和39年北海道規則第2号）の一部を次のように改正する。
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....（農業支援課）	3	第1条中「第1条第4項第3号」を「第1条第4項第1号」に、「貸付に」を「貸付けに」に改める。
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	3	第2条の見出しを「（資金の貸付け）」に改め、同条第1項中「第1条第4項第3号」を「第1条第4項第1号」に、「貸付する」を「貸し付ける」に改め、同条第2項中「の資金の貸付」を「の規定による資金の貸付け」に、「第11条の3」を「第17条」に改める。
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	3	第3条の見出しを「（貸付けの額）」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「貸付総額」を「貸付額」に改める。
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	3	第4条の見出しを「（貸付けの条件）」に改め、同条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に、「貸付する」を「貸し付ける」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「貸付の」を「貸付けの」に、「同項第1号の」を「前項第1号に掲げる」に、「同項第2号の」を「同項第2号に掲げる」に改める。
○土地収用法による土地の立入りの通知.....（建設部総務課）	4	第5条の見出しを「（貸付けの申請）」に改め、同条第1項中「貸付を」を「貸付けを」に改め、同項に次の1号を加える。
○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課）	4	（4）貸付けを受けることを議決した総会又は総代会の議事録謄本
○道路の供用の開始.....（道路課）	5	第6条の見出しを「（貸付けの決定）」に改め、同条第1項を次のように改める。 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付金の貸付けの決定を行うものとする。
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	5	第6条第2項中「貸付の」を「貸付けの」に改める。
公 表		
○北海道財政状況（第118号）の公表.....（財政課）	5	第8条の見出しを「（連帯保証人）」に改め、同条第1項中「貸付の決定を受けた場合」を「貸付けの決定を受ける組合」に、「2人」を「5人」に改め、同条第2項中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条に次の1項を加える。
道公安委員会告示		
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務.....	6	
道函館方面公安委員会告示		
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務.....	7	
道旭川方面公安委員会告示		
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務.....	7	
道釧路方面公安委員会告示		
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務.....	8	
道北見方面公安委員会告示		

3 知事は、貸付けに係る債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、連帯保証人の追加又は交替を求めることができる。
 第11条中「貸付」を「貸付け」に改め、同条を第12条とする。
 第10条を第11条とする。
 第9条第1項中「第14条第2号」を「第27条第2号」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(担保)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、連帯保証人を立てることに代えて、債務者に担保の提供を求めることができる。

2 前項の規定により知事が担保の提供を求める場合においては、その担保の目的物の登記又は登録等に要する費用は、債務者の負担とする。

3 知事は、貸付けに係る債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の追加又は変更を求めることができる。

別記第1号様式中「第1条第4項第3号」を「第1条第4項第1号」に改め、同様式(別紙)第7条中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同様式(別紙)第8条中「又は保証人」を削り、同様式(別紙)第9条中「、保証人」を「、連帯保証人」に改め、「若しくは保証人」を削り、「変更又は増担保の提供その他担保の」を「追加若しくは交替又は担保の追加若しくは」に改める。

別記第6号様式中「第1条第4項第3号」を「第1条第4項第1号」に改め、同様式第7条中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同様式第8条中「又は保証人」を削り、同様式第9条中「、保証人」を「、連帯保証人」に改め、「若しくは保証人」を削り、「変更又は増担保の提供その他担保の」を「追加若しくは交替又は担保の追加若しくは」に、

「住 所
 連帯保証人 ㊟」
 住 所
 連帯保証人 ㊟」
 「住 所
 保証人 ㊟」を
 住 所
 連帯保証人 ㊟」
 住 所
 連帯保証人 ㊟」
 住 所
 連帯保証人 ㊟」

に改める。

別記第7号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改め、「平成」を削る。
 別記第8号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、「第10条」を「第11条」

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道土地画整理組合資金貸付規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき貸付された資金については、この規則による改正後の北海道土地画整理組合資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)第8条第1項及び第3項並びに第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第945号

平成11年北海道告示第127号(環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針)の全部を次のように改正する。

平成18年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道環境影響評価条例施行規則(平成11年北海道規則第7号)第7条、第12条から第14条まで、第28条、第29条の2、第38条、第49条、第51条から第53条まで及び第56条の規定に基づき、環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針を別冊のとおり定めた。

別冊は省略し、その別冊は北海道環境生活部環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。

北海道告示第946号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 実施の目的
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため
- 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)			
千 歳 市	平成19年1月4日から	2月28日まで			

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沙流土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・氏名	住	所
理事 田島 義則	沙流郡門別町字平賀602番地3	沙流郡日高町字平賀602番地の3
理事 岩寺 耕造	沙流郡門別町字平賀300番地2	沙流郡日高町字平賀300番地の2

北海道告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字中士幌165の10・165の22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 上磯郡知内町字小谷石9の157（次の図に示す部分

に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字三岱33の4から33の6まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字更別502の1・503の1・504の1・504の3・507の1・507の2・508の1・514の1・515の1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、507の3、515の3
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
釧路市（次の図に示す部分に限る。）
（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路郡釧路町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第951号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道337号改築工事(道央圏連絡道路「新千歳空港関連」新設工事・寿ICから中央IC(仮称)まで)
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 千歳市祝梅1767番6、同694番57、58、同1576番10、11、27、49、56、61、62、千歳市中央1319番21
- 4 立入期間 平成18年12月11日から平成18年12月15日まで

北海道告示第952号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業	商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
	有限会社 村田解体工業	般-16 石第16695号	平成18.10.4
	有限会社 エコ・ムラタ	般-16 石第18651号	同
	株式会社 匠建	般-13 石第6144号	同
	株式会社 くきつ	特-14 石第13679号	同 18.10.16
	清和建工株式会社	般-15 石第18464号	同 18.10.18
	有限会社 ショーケン工業	般-14 石第17996号	同
	株式会社 札幌ビデオ音響	般-17 石第8005号	同 18.10.20
	有限会社 札幌建工房	般-17 石第18868号	同

北成工業株式会社	般-15	石第16252号	平成18.10.23
株式会社森給水設備	般-14	石第3058号	同 18.10.25
前川北海道システムサービス株式会社	般-17	石第10206号	同 18.10.27
山明建設株式会社	般・特-14	石第2214号	同
大木建設工業株式会社	特-13	空第221号	同 18.10. 3
有限会社田中工務店	般-14	空第2525号	同 18.10.30
旭東運輸株式会社	般-13	上第4645号	同 18. 9. 5
北日本道路株式会社	特-17	上第1588号	同 18.10. 2
道北テレビ通信株式会社	般-17	上第2626号	同
梶田建設株式会社	般-18	上第784号	同 18.10.31
北日本工業株式会社	般・特-17	網第1084号	同 18.10. 3
片桐建設株式会社	般-13	網第227号	同 18.10. 5
株式会社木全建設	般-14	網第982号	同 18.10.16

2 許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社津島興業	般-14 石第17784号	平成18.10.10
株式会社木公園	般-13 石第7609号	同 18.10.11
株式会社オカダ	般-17 石第7316号	同 18.10.16
今井金商株式会社	般-13 石第381号	同 18.10.24
道興加茂株式会社	特-13 石第6056号	同 18.10.26
ホームテック株式会社	特-17 石第6081号	同
札幌エクステリア株式会社	般-16 石第12444号	同 18.10.30
横山興業株式会社	特-13 渡第144号	同 18.10.10
島牧開発株式会社	般-18 後第205号	同 18.10.20
株式会社山本組	般-17 上第3732号	同
北東開発工業株式会社	般-14 網第779号	同 18.10. 4
株式会社竹口組	特-14 網第378号	同 18.10.26
株式会社西村組	特-13 網第92号	同 18.10.31

北海道告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 杵形仙法志鷺泊線	利尻郡利尻町仙法志字長浜177番1地先から 利尻郡利尻町仙法志字長浜84番1地先まで 利尻郡利尻町仙法志字久連58番1地先から 利尻郡利尻町仙法志字久連84番1地先まで	平成18.12. 1

北海道告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道
2 路線名	清原喜茂別線
3 道路の区域	
区	間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
虻田郡喜茂別町字金山120番1地先から	前 11.00mから 420.00m
虻田郡喜茂別町字金山98番1地先まで	前 19.00mまで 396.00m
	後 10.00mから 420.00m
	後 29.00mまで 396.00m
	後 11.00mから 420.00m
	後 19.00mまで 396.00m
	後 10.00mから 420.00m
	後 29.00mまで 396.00m
	後 7.00mから 430.00m
	後 17.00mまで

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成17年度決算の状況並びに平成18年4月1日から平成18年9月30日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。

その別冊は、道の本庁及び支庁に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第150号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

路 線 名	区 域
一般国道5号	
一般国道12号	
一般国道36号	
一般国道37号	
一般国道38号	
一般国道229号	
一般国道230号	
一般国道231号	
一般国道234号	
一般国道235号	
一般国道236号	
一般国道237号	
一般国道274号	
一般国道275号	
一般国道276号	
一般国道336号	
一般国道337号	
一般国道393号	

- 一般国道451号
- 一般国道452号
- 一般国道453号
- 道道 小樽定山溪線
- 道道 洞爺湖登別線
- 道道 岩見沢月形線
- 道道 月形厚田線
- 道道 支笏湖公園線
- 道道 当別浜益港線
- 道道 三笠栗山線
- 道道 夕張岩見沢線
- 道道 江別恵庭線
- 道道 岩内洞爺線
- 道道 平取静内線
- 道道 穂別鶴川線
- 道道 岩見沢石狩線
- 道道 苫小牧東インター線
- 道道 豊浦京極線
- 道道 静内中札内線
- 道道 札幌当別線
- 道道 芦別砂川線
- 道道 岩見沢三笠線
- 道道 恵庭岳公園線
- 道道 前田新川線
- 道道 静川美沢線
- 道道 洞爺公園洞爺線
- 道道 美唄富良野線
- 道道 登別室蘭インター線
- 道道 小樽石狩線

札幌方面に所在する警察署が管轄する地域

道道 舞鶴追分線
道道 赤平滝川線
道道 早来千歳線
道道 上厚真苫小牧線
道道 蕨岱国富停車場線
道道 倶知安停車場線
道道 栗沢南幌線
道道 琴似停車場新琴似線
道道 蘭越二セコ倶知安線
道道 野深荻伏停車場線
道道 滝下由仁停車場線
道道 京極倶知安線
道道 矢臼場札幌線
道道 望来当別線
道道 江部乙赤平線
道道 東三川由仁停車場線
道道 文珠砂川線
道道 美唄達布岩見沢線
道道 登余市停車場線
道道 苫小牧環状線
道道 樽川篠路線
道道 岩見沢桂沢線
道道 野幌総合運動公園線
道道 夕張長沼線

項の上欄の規定により、北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道函館方面公安委員会委員長 外山茂樹

路 線 名	区 域
一般国道5号	函館方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道37号	
一般国道227号	
一般国道228号	
一般国道229号	
一般国道230号	
一般国道276号	
一般国道277号	
一般国道278号	
一般国道279号	
道道 江差木古内線	
道道 奥尻島線	
道道 八雲北松山線	
道道 大沼公園鹿部線	
道道 八雲厚沢部線	
道道 今金北松山線	
道道 八雲今金線	
道道 七飯大野線	
道道 森砂原線	

道函館方面公安委員会告示

道旭川方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第35号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の

北海道旭川方面公安委員会告示第46号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の

項の上欄の規定により、北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道旭川方面公安委員会委員長 山下 裕 久

路 線 名	区 域
一般国道12号	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道38号	
一般国道39号	
一般国道40号	
一般国道231号	
一般国道232号	
一般国道233号	
一般国道237号	
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道275号	
一般国道333号	
一般国道452号	
道道 枝幸音威子府線	
道道 礼文島線	
道道 深川雨竜線	
道道 和寒幌加内線	
道道 旭川深川線	
道道 士別滝の上線	
道道 深川豊里線	
道道 豊富浜頓別線	

道道 増毛稲田線
道道 旭川多度志線
道道 和寒鷹栖線
道道 下川愛別線
道道 利尻富士利尻線
道道 稚内天塩線
道道 沓形仙法志鷺泊線
道道 美深中頓別線
道道 稚内幌延線
道道 小平幌加内線
道道 美唄富良野線
道道 愛別当麻旭川線
道道 歌登咲来停車場線
道道 美深名寄線
道道 吹上上富良野線
道道 剣淵原野士別線
道道 麓郷山部停車場線
道道 幌糠小平停車場線
道道 忠別清水線
道道 上富良野旭中富良野線
道道 嵐山公園線

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第35号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道釧路方面公安委員会委員長 小 西 保 男

路 線 名	区 域
一般国道38号	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道44号	
一般国道236号	
一般国道240号	
一般国道241号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道272号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道334号	
一般国道335号	
一般国道336号	
一般国道391号	
一般国道392号	
道道 根室中標津線	
道道 中標津標茶線	
道道 厚岸標茶線	
道道 幕別大樹線	
道道 根室半島線	
道道 津別陸別線	
道道 屈斜路摩周湖畔線	
道道 釧路鶴居弟子屈線	
道道 清水大樹線	
道道 本別浦幌線	

道道 豊頃糠内芽室線
道道 釧路空港線
道道 帯広浦幌線
道道 帯広新得線
道道 鹿追糠平線
道道 本別留辺蘂線
道道 網走川湯線
道道 静内中札内線
道道 釧路環状線
道道 根室浜中釧路線
道道 北見白糠線
道道 釧路インター線
道道 幕別帯広芽室線
道道 八千代帯広線
道道 更別幕別線
道道 旅来豊頃停車場線
道道 上士幌士幌音更線
道道 養老牛計根別停車場線
道道 忠別清水線
道道 川北中標津線
道道 花咲港温根沼線

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第31号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道北見方面公安委員会委員長 池 田 彰

路 線 名	区 域
一般国道39号	北見方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道240号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道273号	
一般国道333号	
一般国道334号	
一般国道391号	
道道 北見常呂線	
道道 北見津別線	
道道 北見置戸線	
道道 津別陸別線	
道道 土別滝の上線	
道道 本別留辺蘂線	
道道 網走川湯線	
道道 留辺蘂浜佐呂間線	
道道 網走端野線	
道道 北見端野美幌線	
道道 北見白糖線	
道道 紋別丸瀬布線	
道道 摩周湖斜里線	

北海道警察本部告示第174号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成18年12月1日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
運転免許証ファイリング装置の賃貸借 一式(1月当たりの単価)
- 2 落札を決定した日
平成18年10月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECリース株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝五丁目29番11号
- 4 落札金額
2,362,500円(月額)
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成18年9月12日付け北海道警察本部告示第134号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第175号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成18年12月1日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
大型第一種運転免許用技能試験車両の賃貸借 6台(1月当たりの単価)
- 2 落札を決定した日
平成18年10月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社
(2) 住 所 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 4 落札金額
1,388,520円(月額)
- 5 契約の相手方を決定した手続

道 警 察 本 部 告 示

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年9月15日付け北海道警察本部告示第139号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-

